

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

1,455,695個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第132期利益処分計算書案承認の件

議案の内容は、前記35頁に記載のとおりであります。

当期は損失を計上いたしましたでしたが、損失を翌期に繰り越さないために、別途準備金を一部取り崩すこととさせていただきたいと存じます。また、利益配当金につきましては、当期の決算状況並びに金融機関を取り巻く厳しい経営環境を勘案し、財務体質の強化を図るため、遺憾ながら前期の利益配当金に比べ1株につき2円減配し3円とさせていただきたいと存じます。

また、第1回優先株式についての当期の利益配当金につきましては、1株につき所定の6円8銭とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役賞与金につきましては、計上いたしておりません。

第2号議案 定款一部変更の件

(議案の要領)

平成14年5月1日に、「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が施行されたことにより、監査役の任期が「就任後4年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで」と改正され、本総会終結の時以降に就任する監査役に適用されることとなりました。

また、平成15年4月1日に、「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)が施行されたことにより、単元未満株式の買増制度が創設されたほか、定款規定により株主総会の特別決議の定足数を引き下げる事等が可能となりました。

これらに伴い、所要の変更を行うものであります。

変更の内容及び理由は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
(新設)	(単元未満株式の買増) <u>第7条の2 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。</u>	商法改正により、単元未満株式の買増制度が創設されたことに伴い、単元未満株式の買増制度採用について規定するものであります。
(株式取扱規則) 第8条 当会社の株券の種類ならびに株式名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取、その他株式に関する取扱は取締役会の決議をもって定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第8条 当会社の株券の種類ならびに株式名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取および買増、その他株式に関する取扱は取締役会の決議をもって定める株式取扱規則による。	株式取扱規則に単元未満株式の買増制度についての取扱も定める旨規定するものであります。
(普通決議の要件) 第12条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 (新設)	(決議要件) 第12条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u>	商法改正により株主総会の特別決議の定足数を、総株主の議決権の過半数から3分の1に緩和することが可能となったことに伴い、商法改正の趣旨に鑑み、株主総会の特別決議の定足数を一層確実に充足できるよう所要の変更を行うものであります。
(任期) 第27条 監査役の任期は就任後3か年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって終了する。	(任期) 第27条 監査役の任期は就任後4か年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって終了する。	商法改正に伴い、監査役の任期を3年から4年に延長するものであります。

第3号議案 取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（13名）が任期満了となります。
つきましては、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 の株式の数
1	村 上 仁 志 (昭和16年5月28日生)	昭和39年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 神戸支店長委嘱 平成3年6月 当社取締役 本店支配人委嘱 平成3年6月 当社常務取締役 平成4年6月 当社常務取締役 本店市場金融部長委嘱 平成6年6月 当社常務取締役 平成9年6月 当社専務取締役 平成10年3月 当社取締役会長（現任）	27,456株
2	高 橋 温 (昭和16年7月23日生)	昭和40年4月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 業務部長委嘱 平成5年6月 当社取締役 企画部長委嘱 平成5年6月 当社常務取締役 企画部長委嘱 平成7年2月 当社常務取締役 平成9年6月 当社専務取締役 平成10年3月 当社取締役社長（現任）	56,280株
3	森 田 豊 (昭和18年10月19日生)	昭和42年4月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 東京営業第一部長委嘱 平成8年6月 当社常務取締役 平成10年3月 当社常務取締役 本店総括部長委嘱 平成10年6月 当社専務取締役 本店総括部長委嘱 平成11年2月 当社専務取締役 平成11年6月 当社専務取締役兼専務執行役員 平成13年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成14年4月 当社取締役兼副社長執行役員（現任）	23,288株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 の株式の数
4	田 辺 榮 一 (昭和21年 4 月27日生)	昭和44年 4 月 当社入社 平成 9 年 6 月 当社取締役 人事部長委嘱 平成10年 6 月 当社常務取締役 人事部長委嘱 平成11年 6 月 当社常務取締役兼常務執行役員 人事部長委嘱 平成12年 2 月 当社常務取締役兼常務執行役員 平成13年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 平成14年 4 月 当社取締役兼専務執行役員 (現任)	21,179株
5	幡 部 高 昭 (昭和23年 4 月 5 日生)	昭和46年 4 月 当社入社 平成11年 6 月 当社執行役員 総合資金部長委嘱 平成12年 4 月 当社常務執行役員 平成12年 6 月 当社常務取締役兼常務執行役員 平成13年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 平成15年 4 月 当社取締役兼常務執行役員 市場事務部長委嘱 (現任) (他の会社の代表状況) エスティービー・ファイナンス・ケイマン・リミテッド社長 エスティービー・ケイマン・キャピタル・リミテッド社長 エスティービー・プリファード・キャピタル (ケイマン) リミテッド社長	8,000株
6	水 上 博 和 (昭和22年 7 月12日生)	昭和45年 4 月 当社入社 平成10年 6 月 当社取締役 米州地区統括支配人 兼ニューヨーク支店長 兼ナッソー支店長委嘱 平成11年 6 月 当社取締役 海外業務部長委嘱 平成11年 6 月 当社常務取締役兼常務執行役員 海外業務部長委嘱 平成12年 4 月 当社常務取締役兼常務執行役員 平成13年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 (現任)	14,098株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の 株式の数
7	屋 代 榮 (昭和23年10月16日生)	昭和47年 4 月 当社入社 平成 7 年 6 月 当社ALM部長兼青山営業部長 平成 8 年 6 月 当社管理部長 平成10年 6 月 当社東京営業第一部長 平成11年 6 月 当社執行役員 東京営業第一部長委嘱 平成12年 2 月 当社執行役員 資産運用部長委嘱 平成13年 6 月 当社常務執行役員 資産運用部長委嘱 平成13年11月 当社常務執行役員（現任）	6,000株
8	宮 川 和 雄 (昭和23年 8 月28日生)	昭和47年 4 月 当社入社 平成11年 6 月 当社執行役員 業務部長委嘱 平成12年 4 月 当社執行役員 平成13年 6 月 当社常務執行役員 平成14年 6 月 当社取締役兼常務執行役員（現任）	11,000株
9	荒 木 二 郎 (昭和25年 2 月24日生)	昭和47年 4 月 当社入社 平成 6 年 2 月 当社新潟支店長 平成 9 年 6 月 当社神戸支店長 平成11年 6 月 当社執行役員 神戸支店長委嘱 平成12年 2 月 当社執行役員 東京営業第一部長委嘱 平成13年 6 月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成13年 6 月 当社常務執行役員（現任）	9,000株
10	藤 井 豪 夫 (昭和23年11月12日生)	昭和46年 4 月 当社入社 平成10年 6 月 当社取締役 資産運用部長委嘱 平成11年 6 月 当社取締役退任 当社執行役員 資産運用部長委嘱 平成12年 2 月 当社執行役員 人事部長委嘱 平成14年 4 月 当社常務執行役員 平成14年 6 月 当社取締役兼常務執行役員（現任）	6,250株
11	中 村 隆 司 (昭和23年10月18日生)	昭和47年 4 月 当社入社 平成11年 6 月 当社執行役員 企画部長委嘱 平成13年 6 月 当社取締役兼執行役員 企画部長委嘱 平成14年 4 月 当社取締役兼常務執行役員（現任）	9,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の 株式の数
12	洪 谷 正 雄 (昭和24年12月10日生)	昭和47年 4 月 当社入社 平成12年 6 月 当社執行役員 不動産営業部長 兼不動産投資顧問部長委嘱 平成13年 6 月 当社執行役員 不動産営業部長委嘱 平成14年 4 月 当社常務執行役員 平成14年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 不動産業務部長委嘱 平成14年10月 当社取締役兼常務執行役員（現任）	8,000株
13	井 上 育 穂 (昭和23年10月 8 日生)	昭和46年 4 月 当社入社 平成13年 6 月 当社執行役員 本店営業第二部長委嘱 平成14年 4 月 当社常務執行役員 平成14年 6 月 当社取締役兼常務執行役員（現任）	4,157株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役井上雅雄及び田中将博の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、前田 庸氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 の株式の数
1	鈴 木 優 (昭和26年2月23日生)	昭和48年4月 当社入社 平成9年6月 当社秘書室長 平成12年4月 当社業務部長 平成13年6月 当社執行役員 業務部長委嘱 平成15年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱（現任）	7,000株
2	前 田 庸 (昭和6年11月18日生)	昭和47年4月 学習院大学法学部教授 平成14年3月 学習院大学退官 平成14年4月 学習院大学名誉教授（現任）	0株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 当社の取締役、執行役員及び使用人の一部の者に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役、執行役員及び使用人の一部の者に対しストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
金融自由化に即した自己変革を進め、企業価値の拡大を図る観点から、取締役、執行役員及び使用人の意欲や士気を高め、当社業績の向上ひいては株主の皆様の利益に資することを目的とし、3.の要領に記載のとおり、当社の取締役、執行役員及び使用人の一部の者に対し新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権割当の対象者
当社の取締役、執行役員及び使用人の一部の者の合計480名に対し新株予約権1,500個を上限として割当てるものとする。
3. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式1,500,000株を上限とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。
 - (2) 新株予約権の数
1,500個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式1,000株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
 - (3) 新株予約権の発行価額
無償で発行するものとする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの行使価額に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。
1株当たりの行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の発行日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行する時は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成17年7月1日から平成19年6月30日まで
- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使期間中であればいつでも権利行使を行うことができる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
 - ③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - ④ その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象の取締役、執行役員及び使用人との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の消却
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は本新株予約権を無償で消却することができる。
 - ② 本新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が、(6)①又は④に定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。

第 6 号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます伊戸富士雄及び乗松順平の両氏、並びに本総会終結の時をもって監査役を退任されます井上雅雄及び田中將博の両氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
伊 戸 富 士 雄	平成 6 年 6 月 当社取締役
	平成 9 年 6 月 当社常務取締役
	平成12年 4 月 当社専務取締役
	平成13年 6 月 当社取締役（現任）
乗 松 順 平	平成13年 6 月 当社取締役（現任）
井 上 雅 雄	平成12年 6 月 当社監査役（常勤）（現任）
田 中 將 博	平成12年 6 月 当社監査役（現任）

以 上